

最良執行方針

平成19年9月制定
平成30年12月改定
荘内証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数、金価格等金融商品市場における相場その他の指標に連動する形の投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) 当社では金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はいかなる場合も、まったく取扱い致しません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対しては、取引所外売買における委託売買と取引所外売買における当社が自己で直接相手になる売買以外は、すべて委託注文として取り次ぎます。又、取引所外売買以外での当社が自己で直接の相手となる売買は行いません。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、取引所外売買を除いてすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。PTSへの取次ぎは致しません。尚、当社では、取引所外売買はお客様のご希望があった時しか行わず、お客様の合意のもとに委託売買は媒介の時に限り（当社は原則他の金融商品取引業者へ取次等の取次又は代理は行いません。）それ以外は自己が直接相手となる仕切売買となりますが、当社は自己が直接相手となる取引所外売買は原則行いません。

- ① お客様からお客様のご希望による取引所外売買以外の委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注したお客様のご希望による取引所外売買以外の委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店、営業所の店頭で御確認いただけます）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。なお具体的な選定基準の内容は、当社店舗へ掲示又は備え置くほか、当社の本支店、営業所にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。
 - (c) (a) 又は (b) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうら、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

- (d) 制度信用取引は、その制度上、新規建てと反対売買とを同一市場で行うことを前提としている仕組みであるため、(b) の場合において、新規建ての制度信用取引を執行した選定市場が A 金融商品取引所であった一方、その反対売買を行う時点で選定した市場が B 金融商品取引所に変更していたとしても、反対売買を執行する市場は A 金融商品取引所となります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。(取引所外売買はお客様の希望される以外は行いません。)

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（取引所外売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
- ② 投資一任契約等に基づく執行は、当社は取扱いません。
- ③ 株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引は、当社は取扱いません。
- ④ 端株及び単元未満株の取引
端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上